

令和8年度香港市場における観光プロモーション業務
受託者選定要領

1 目的

この要領は、令和8年度香港市場における観光プロモーション業務受託者募集要領に基づいて応募があった提案を審査し、令和8年度香港市場における観光プロモーション業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 令和8年度香港市場における観光プロモーション業務委託先審査委員会の設置

上記1の委託候補者を選定するために、令和8年度香港市場における観光プロモーション業務委託先審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

3 審査委員会の構成

- (1) 審査委員会の委員長は国際観光担当課長とする。
- (2) 審査委員会は委員長が招集し、委員長が議長になる。
- (3) 審査委員会は過半数の者が出席しなければならない。
- (4) この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

4 審査

提出された企画提案書を審査し、委託候補者を決定する。

5 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

6 採点

別添審査表により5段階で行い、「普通」を基準として、普通より優れているものは、「やや優秀」、さほど評価できないものは「やや劣る」、また、特別に優れていると判断できるものは「優秀」、また、特別に評価できないものは「劣る」とする。（100点満点）

配点は次表のとおりとする。

項目		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
理解度		10	8	6	4	2
確実性	体制	15	12	9	6	3
	スケジュール	10	8	6	4	2
効果性 独創性	募集・準備	20	16	12	8	4
	企画	20	16	12	8	4
	フォローアップ	20	16	12	8	4
経済性		5	4	3	2	1
合計		100	80	60	40	20

7 審査結果の集計

審査委員は、提案者1者当たり100点満点で審査し、得点の高い順に順位づけを行う。同点である場合は、審査員の判断により順位づけを行う。ただし、審査表の全配点に上記委員の人数を乗じた点数の6割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は選定しない。

8 審査の方法

- (1) 審査委員が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は4点、3位は3点、4位は2点、5位は1点を順位点として付与し、その順位点を合計して順位を決定する。
- (2) 順位点による選定結果を委員全員で協議の上、協議結果を踏まえて業務委託予定先1者を選定する。
- (3) 参加者が1者で、委員の評価点の合計の平均が60点（普通）に満たない場合、不採択とする。

◇順位点

順位	順位点
1位	5点
2位	4点
3位	3点
4位	2点
5位	1点

審査基準

審査項目		審査項目（要求内容）	配点
理解度		○現地における訪日旅行市場の状況を理解した上で、長野県への今後のインバウンド誘客に繋がるような効果的な提案となっているか。	10
遂行の 確実性	体制	○県との円滑なコミュニケーションが図れる体制となっているか。責任者は類似の業務経験があり確実な実施が見込まれるか。 ○香港現地の状況に精通したスタッフ、もしくは現地担当者が配置されているか。 ○当日のスタッフ等の人員配置は適切か。	15
	スケジュール	○スケジュールが計画的であり、効果的な実施が期待できる実施体制が構築できているか。 ○同種の業務実績は本業務で成果が期待できる内容か。	10
内容の 効果 性・独 創性	募集・ 準備	○リストアップされたバイヤー候補は招待者として適切であり、成果指標の達成にあたり十分な数となっているか。 ○提示された会場は本事業にふさわしいものとなっているか。	20
	企画	○現地の文化や慣習を踏まえた上で、自社の強みを生かした効果的な企画となっているか。 ○成果指標を達成可能な訴求力の高い企画となっているか。	20
	視察・ フォロー アップ	○視察先として提案されている行程及び被招請者候補は適切か。 ○その他実施後のフォローアップは今後の送客を見据えた内容となっているか。	20
経済性		○見積金額が上限の範囲内で適正な価格となっているか。 ○予算内で、最大の効果を出すことができる提案となっているか。	5
合計			100